

令和3年5月17日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会

委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第1回魚沼市議会臨時会について
(2) その他

- 2 調査の経過 5月17日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和3年第1回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり5月28日とし、会期は1日間とした。
審議予定の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和3年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。
魚沼市議会会議規則の一部改正については、議会運営委員長発議とすることとした。
その他で、選挙運動申合せ事項について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和3年第1回魚沼市議会臨時会について

(2) その他

2 日 時 令和3年5月17日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:09)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これから議事に入ります。

(1) 令和3年第1回魚沼市議会臨時会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和3年第1回魚沼市議会臨時会についてを議題といたします。(1)招集期日について、執行部から説明を求めます。

内田市長 招集期日につきましては、5月28日でお願いしたいと思います。

佐藤(肇)委員長 ただいま説明があった招集期日について、5月28日でご異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり5月28日と決定いたしました。

次に、(2)付議事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(専決第8号令和2年度魚沼市

一般会計補正予算第9号) につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付けで補正予算の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。当該補正予算の概要であります。歳入歳出のそれぞれから8億5,600万円を減額するものであり、主なものといたしましては、歳入側では、特別交付税及び臨時道路除雪事業費国庫補助金などで追加額を計上した一方、新型コロナ対策関連であります固定資産税の徴収猶予及び固定資産税賦課算定年度の錯誤による減額のほか、各実施事業の実績見込みに伴い、市債、財政調整基金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行ったものであります。歳出側におきましては、年度末を迎えたことによる事業費の確定、又は事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について、減額及び財源内訳の変更を行ったものであります。また、このことに併せまして、地方債についても限度額の補正を行わせていただいております。

続きまして、事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて(専決第9号魚沼市税条例等の一部改正について) につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに合わせまして、直ちに同日付けで条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による魚沼市税条例及び同改正条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて(専決第10号魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について) につきましては、先の定例議会におきまして議決をいただきました同条例について、内容の一部不備があったことが判明したことから、これを施行日である令和3年3月31日に合わせて是正するために、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による同改正条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて(専決第11号令和3年度魚沼市一般会計補正予算第1号) につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月6日付けで補正予算の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。本件につきましては、4月21日の全員協議会においてご説明申し上げたとおりであります。当該補正予算の概要といたしましては、歳入歳出のそれぞれに2,500万円を追加したものであり、国による新型コロナウイルス感染症対策関連緊急支援事業として、低所得のひとり親の子育て世帯を対象に、児童一人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金の実施に係る給付費用及びシステム改修費等を追加しております。なお、その財源につきましては、全額国庫補助金をもって事業費に充てる内容として、歳入額を追加しております。

続きまして、事件番号5番、令和3年度魚沼市一般会計補正予算第2号についてであります。当該補正予算の概要であります。歳出側の主なものといたしましては、冒頭に市長から報告がありました件に関連して、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、既に65歳以上の方を対象に実施しておりますPCR検査費用の2分の1助成について年齢制限を撤廃するとともに、そのうち中学生以下のPCR検査については検査費用の全額を助成する費用について追加計上をさせていただきたいというものであります。このほか

コロナ関連といたしまして、特に重篤率の高い高齢者に対するコロナワクチン接種の促進策としての行政ポイント付与費用を追加計上するとともに、ワクチン接種関連経費の追加と事業予算の組替え、加えて感染者に対する傷病見舞金の不足額の追加を予定しております。また、さる冬の豪雪により被害を受けた農業用パイプハウスの復旧費用及び撤去費用に対する支援経費のほか、寿和温泉冷温水発生機故障に係る代替措置の費用、須原スキー場の転落防止柵の復旧費、小出ボランティアセンターの昇降機設置に係る変更費用、月岡公園ゴルフ練習場における券売機の取替費用、コミュニティスクール実施に係る事業予算の組替えなどについて予定しております。これら一連の追加・組替えとともに、財源の調整・変更を含めた内容を第2号補正予算としてお願いするものであります。

続きまして、事件番号6番、魚沼市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、生産性革命の実現に向けて、中小企業における特定の設備投資に係る固定資産税の負担軽減を図るための特例措置の実施期間を延長することとして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号7番、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対する保険税の減免措置について、適用期間を延長するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い新型コロナウイルス感染症の定義・文言を変更することとして所要の改正を行うものであります。

一つ順番が飛びますが、事件番号9番、魚沼市介護保険条例の一部改正につきましても、今ほどの事件番号7番と同様の理由で保険料の減免適用期間の延長と感染症の定義・文言変更に係る所要の改正を行うものであります。

ひとつ前に戻りまして、事件番号8番、魚沼市国民健康保険条例の一部改正につきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い新型コロナウイルス感染症の定義・文言を変更することとして所要の改正を行うものであります。

事件番号10番から事件番号12番の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、今年9月30日をもって3人の人権擁護委員が任期満了により退任されることに伴い、10月1日から3年間の任期で就いていただく3人の委員候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりそれぞれ議会の意見を求めるものであります。なお、新たな委員候補者の推薦書類を6月28日までに管轄する法務局に提出する必要があることから、今臨時会に提案させていただくものであります。

続きまして、報告案件についてご説明いたします。報告案件につきましては、公営企業会計に係る予算繰越を含む3件について報告させていただくものであります。

まず、事件番号1番、令和2年度魚沼市ガス事業会計予算の繰越について及び事件番号2番の令和2年度魚沼市水道事業会計継続費の繰越についてにつきましては、いずれも地方公営企業法第25条第3項の規定に基づき、議会に報告させていただくものであります。事件番号1番の案件につきましては、年度内に完了しなかった工事に係る予算の繰越に関するものであり、事件番号2番の案件につきましては、令和3年度までの継続事業に係る予算の通次繰越に関するものであります。なお、他の会計に係る予算の繰越報告につきましては、出納閉鎖の関係から、次回の議会における報告を予定しております。

事件番号3番の一般財団法人魚沼農耕舎の経営状況についてにつきましては、地方自治

法施行令第 152 条に規定する法人について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきその経営状況を議会に報告するものであり、今回、一般財団法人魚沼農耕舎分について報告するものであります。なお、報告案件に該当する他の法人につきましては、法人の総会等の日程の関係から、次回以降の議会での報告を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

佐藤（肇）委員長　今ほど説明のあった市長提出事件について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員　1 番、2 番につきましては例年どおりの専決ですので良いのですが、3 番については、内容が不備だったということですが、議会の最終日には議決していたわけですよね。専決した日がいつか分かりませんが、全員協議会が 4 月に入ってからありましたが、私は報告を受けた覚えがないのですが、どこかで報告していただいていたでしょうか。

桑原総務政策部長　報告については、今が初めてでございます。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）ないので、これで質疑を終結いたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付・提出提出事件について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　議長の受付・提出事件についてご説明いたします。お手元の配付資料をご覧ください。（資料「令和 3 年第 1 回魚沼市議会臨時会付議事件一覧（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　ただいま事務局長から説明があった件について、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長受付・提出事件については、受けることに決定いたしました。次に、（3）付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて説明を求めます。

佐藤議会事務局長　今ほどの付議事件の取り扱いについて説明します。（別紙「令和 3 年第 1 回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取扱（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　説明が終わりました。ただいま説明があった付議事件の取り扱いについて、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のとおり取扱い案でよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、（4）会期について、ご審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　会期につきましては、付議事件を勘案して 5 月 28 日の 1 日間とさせていただきます。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明のとおり、会期は 5 月 28 日の 1 日間とすることでご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、会期は 5 月 28 日の 1 日間とすることに決定いたしました。次に、（5）その他についてご審議願います。皆さんから協議等ございませんか。

渡辺委員　このたびの議案書ですが、通常 3 日前ということですが、25 日の何時頃には届く

予定となるのでしょうか。

佐藤議会事務局長 配送業者に 11 時までには届きますので、通常であれば、3 時か 4 時頃には届くかと思っています。前回、大雪の時に届かなくて、職員がお届けしたこともありましたが、天候が荒い時期ではないので大丈夫かと思っています。

渡辺委員 会派等で勉強会等するときは連絡させていただきます。

佐藤議会事務局長 全協でも説明しましたが、今、職員が分散体制で勤務をしております。大きな会議室や議会会議室も使うようになっていきますので、委員会室、応接室をご利用いただくようお願いします。

佐藤（肇）委員長 ほかに委員の皆様から協議事項等ございませんか。（なし）執行部から協議、報告等はありませんか。

内田市長 ありません。

佐藤（肇）委員長 ないようですので、これで執行部からは退席いただきたいと思います。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：32）

執行部退席

再 開（10：32）

（2）魚沼市議会会議規則の一部改正について

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。日程第 2、魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本件については、内容は 5 月 10 日の全員協議会で了解いただいているところですが、発議者をどのようにするかについて、まだ決められておりません。事務局が同じような改正の場合で、以前どのように本会議規則の一部改正をしたか調べたところ議会運営委員長名で発議しておりました。以前の改正の時同様、議会運営委員長名で発議してはどうかという提案をいただいています。どのようにしたらよろしいでしょうか。

大平委員 委員長の発議でいいと思います。

佐藤（肇）委員長 ただいまの件について、委員長発議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）本件については、議会運営委員長名で発議することで決定しました。

（3）その他

佐藤（肇）委員長 日程第 3、その他を議題とします。選挙運動にかかる申合せについて協議をさせていただきます。資料について、議会事務局長から説明をします。

佐藤議会事務局長 「選挙運動申合せ事項（案）」について説明

佐藤（肇）委員長 それでは、皆様方からご意見をいただきたいと思いますので、しばらく

の間休憩いたします。

休 憩 (10 : 37)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 53)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま、休憩中に選挙運動にかかる議員申合せについて協議をしていただきました。原案の内容に修正を加え、魚沼市議会議員の申合わせとして情報発信させていただくことでご異議ありませんか。(異議なし)以上のように決定しました。明日の立候補予定者説明会において、現職以外の皆様にも同様の要請を議会事務局長から説明していただきたいと思いますが異議ございませんか(異議なし)そのようにさせていただきます。続きまして、議場の配置について事務局に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 執行部席の変更についてお配りしました。簡単にいうと、演台に向かって今までの配置を逆にし、市長部局で席を増やすという変更です。28日の臨時会より、執行部のほうはこのように配置されるということでお願いします。

佐藤(肇)委員長 本件について質疑はありませんか。(なし)ないようですので以上といたします。ほかに皆さん方から協議事項はございませんか。(なし)ないようですので、その他を終結します。本日の会議録につきましては委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (10 : 57)